

国民の命を守るための検査拡充・病床確保 ・医療従事者等支援3法案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等 の一部を改正する法律案

○新型コロナウイルス感染症に係る検査の拡充

- ・行政検査の検査対象の拡大
- ・エッセンシャルワーカーに対する検査制度の構築
- ・民間事業者による検査の促進等

○予防接種を行う場合の問診手続きの見直し

- ・大規模接種の場合の問診手続きの簡素化

○患者等に対する医療を確実にを行うための要請等

- ・都道府県知事が医療機関に対し、設備、人員の配置の変更等の要請・指示をできるようにする

○他の都道府県知事に対する医療の提供の要請

- ・政府対策本部長は、都道府県知事から求めを受けた場合に、他の都道府県の知事に対し、患者等の受入れのため必要な措置を取ることを要請することができるようにする

○まん延防止重点措置に関する見直し

- ・政府対策本部長は、まん延防止等重点措置の実施等に係る都道府県対策本部長の要請に応じない場合、その旨及び理由を示さなければならないこととする

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を 慰労するための給付金の支給に関する法律案

○新たな「コロナ対応医療従事者等慰労金」の支給

- ・コロナ対応医療従事者等（医療従事者、救急救命士、救急隊員、医療提供密接関連業務従事者、薬局薬剤師、介護・障害福祉サービス事業所の職員、子ども・子育て支援施設の職員等）に対して、慰労金（20万円～5万円）支給

特定医療従事者の就労及びその継続を 支援するための給付金の支給に関する法律案

○特別就労支援金の支給

- ・令和3年4月1日から9月30日までの間、重症等の新型コロナウイルス患者に対する治療・看護等を行う医師、看護師等に対して、緊急事態宣言の発出地域では月20万円、まん延防止等重点措置の適用地域では月10万円の「特別就労支援金」を支給